南アルプスと歌舞伎の里

で報 と 理





~診療所からのお知らせ~ 発熱で受診希望の方は診療所へご連絡ください ☎39-2111

私たちの村 人口 880人(-1)/男 427人(-3)/女 453人(+2)/世帯数 458戸(+1) 令和6年4月1日現在 ※()内は前月比

2024



〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 大鹿村役場ホームページアドレス http://www.vill.ooshika.nagano.jp電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp

◇令和6年4月発行/大鹿村役場 ◇印刷/龍共印刷株式会社

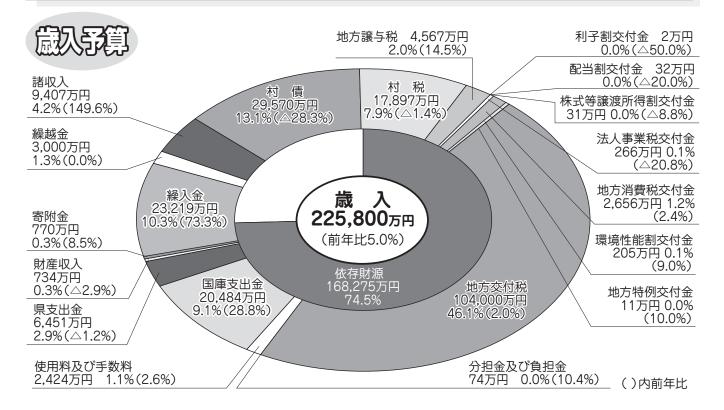


広報バックナンバーを 村のホームページから ご覧になれます。

金配金銀材の予算

令和6年度一般会計予算及び特別会計予算を令和6年3月大鹿村定例議会に上程し、 可決されました。

一般会計は22億5,800万円となり、前年度当初予算に比べ1億700万円、5.0%の増額となりました。



<u>村</u>税:個人村民税は167万の増額。固定資産税は156万円減額ですが、村税全体では255万円の減額です。

地方交付税:普通交付税は前年度当初予算額と比べ2,000万円の増を見込んでいます。

<u>国庫支出金</u>:村道改良事業、橋梁長寿命化に伴う事業等により4,575万円増額となっています。

県支出金:前年とほぼ横ばいで、80万円の減額となっています。

基金繰入金:起債償還分として減債基金から2億346万円を基金から繰り入れます。

村 債:過疎対策事業として、道路改良、観光施設整備等のため2億9,270万円を借入予定。

各会計予算概要

	并似女				(単位・万円)
	会 計	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増減額	前年比(%)
_	般 会 計	225,800	215,100	10,700	5.0
	国民健康保険特別会計	15,102	17,105	△2,003	△11.7
 特別会計	診療所特別会計	9,951	9,516	435	4.6
竹川太司 	介護保険特別会計	14,199	16,143	△1,944	△12.0
	後期高齢者医療特別会計	2,046	1,966	80	4.1
公営企業	簡易水道事業会計	18,633	26,501	△7,868	△29.7
	合 計	285,731	286,331	△600	△0.2

端数調整をしているため合計額が合わないことがあります。

(畄位・万四)



続き実施します。

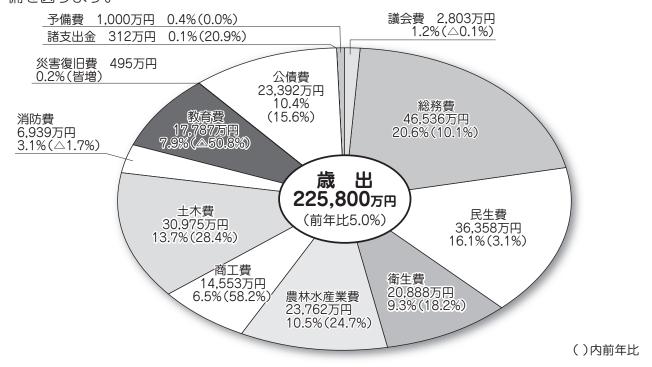
村の第5次総合振興計画をもとに、住民のみなさんと持続可能な村づくりに取組みます。

商品券発行等の商工振興補助金や、事業継続補助金により商工業支援を引

新たなマウンテンバイクのコース整備により、地形を活かした観光資源の開発を図ります。 また引き続き観光施設の維持更新や、行政と民間による検討委員会を開催し将来に向けた観光 誘客の促進を図ります。

ICTを活用した見守りシステム事業を推進します。

老朽化した同報無線受信装置等の更新により、住民が必要とする情報を的確に伝える体制整備を図ります。



一般会計の主要事業

,,,,	ツエメナ木		
	情報無線保守	817万円: C A T V事業	1,849万円
総務費	同報無線改修	4,011万円 戸籍システム改修	2,376万円
	財務書類・資産台帳更新	571万円 男女共同参画計画の策定	217万円
	出産・結婚祝金	160万円:結婚新生活支援事業	60万円
民生費	村外通勤費補助	300万円 生活支援ハウス運営委託	3,431万円
	見守りシステム事業	60万円	
l 衛生費	予防接種事業	276万円:水道事業会計操出金	8,284万円
	健康増進事業	534万円	
農林水	有害鳥獣駆除経費	987万円:木の拠点施設設計	330万円
産業費	地域ブランド推進事業	239万円:森林環境譲与税活用事業	2,077万円
上木貝	森林造成事業	600万円。林道改良事業	4,536万円
商工費	村内就職・雇用助成金	250万円 地域観光促進事業	242万円
四 工 只	商工振興事業補助金	480万円 観光施設整備	3,700万円
土木費	村道改良事業	15,450万円:住宅修繕事業	368万円
工小貝	河川維持改修経費	8,800万円	
消防費	消防団·自主防災組織等経費	1,654万円 山岳遭難救助経費	198万円
	消防施設修理	595万円	
教育費	学校給食費全額補助	447万円 入学祝金(小中学校)交付事業	16万円
	教材費・学習旅行費全額補助	为 371万円	



3月21日(木)に交流センターにおいて開催した全体会議により、令和6年度の推進計画 が確定しましたので皆様にお伝えいたします。

令和5年度においては、各団体の皆様に美しい村の維持に努めていただき、心より感謝 申し上げます。

令和6年度につきましても、各団体で例年実施してきた内容を絶やすことなく、継続し て取り組んでいきたいという計画をご提出いただきました。

しかし、多くの団体で会員の高齢化、会員不足に悩んでおり、例年とおりの活動ができる かが課題となっています。

「日本で最も美しい村」を学び直し、持続可能な村づくりを住民の皆様と一緒に考えてい きます。

令和6年度 大鹿村日本で最も美しい村づくり推進計画

①日本風景街道と沿道景観整備

清掃活動の充実、案内看板の充実、クリーンパトロールの実施、花木の植栽、 景観との調和、自治会との連携強化

②美しい景観を守り育てる仕組みづくり

集落将来ビジョンづくりの推進、「美しい村案内人」育成、景観を損ねないものの使用 推奨運動、景観に配慮した公共工事、小中学校との協力

- ③大鹿ブランドの構築とPR活動の推進
 - 大鹿ブランドの構築、大鹿の"味"の確立、美しい大鹿村の再発見
- ④美しい村と伝統文化等の保存・継承

大鹿歌舞伎の後継者づくりの取組み、歴史を生かした取組み、集客施設の整備

⑤ 役場推進体制の確立

広報誌等による周知の充実、役場周辺の環境整備等の継続

[日本で最も美しい村]連合 再審査の結果について

令和5年11月に、「日本で最も美しい村」連合による資格再審査が行われ、審査結果の報告をいたしました。

「日本で最も美しい村」連合 15年目審査結果

【総合評価 B 】 ※A~D評価 C以上で審査通過

【各項目審査結果】

1. 「日本で最も美しい村」連合加盟村にふさわしい方針と景観を持っている事

【格付け評価 A】

2. 連合加盟村にふさわしい魅力的な地域資源を有している(生活の営みと深い係りのある景観が存在すること)

【格付け評価 B】

3. 連合加盟村にふさわしい魅力的な地域資源を有している(文化が存在すること)

【格付け評価 A】

4. 世襲財産の継承(世襲財産を保護する公的な規制が存在すること)

【格付け評価 B】

5. 世襲財産の継承(地域の価値を高め、発展させる努力)

【格付け評価 A】

6. 世襲財産の継承(地域の活力を高め、発展させるための住民の自主的な取り組み)

【格付け評価 A】

7. 経済的自立(入りを増やし、出を制する、経済的な自立を目指す努力)

【格付け評価 B】

8. 首長の想いやリーダーシップ、今後のビジョン 展開

【格付け評価 A】



今回の資格審査は、加盟15年目審査(コロナ禍により3年遅れて実施)で、連合より2名の審査担当委員が来村されました。

残念ながら全ての項目でA評価とはなりませんでしたが、一定の評価を得て合格いたしました。

また、村民の皆様、各団体の皆様にご協力いただいている活動についてはA評価となり、 心より感謝するとともに、今後も美しい村づくりを村の主要施策の一つと位置付けて取り 組んでまいります。

失ったら二度と取り戻せない大鹿村の風景や自然・文化を守り伝えるため みなさまのご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 役場 総務課 企画財政係 ☎48-6095まで

令和5年度 村づくり検討委員会 提言書を提出しました

3月22日に、令和5年度村づくり検討委員会から村へ提言書を提出しました。 令和5年度村づくり検討委員会では、「子ども達の遊び場作り」をテーマに活動しました。

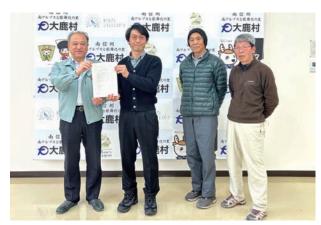
令和5年4月から9回の検討委員会で協議を重ねました。

検討を進める中で、大鹿歌舞伎を次世代に継承するためにも、子どものころから歌舞伎舞台のある神社を身近に感じてもらうことが重要と考え、神社周辺が子ども達の遊び場になるよう、市場神社の周辺整備について提言しました。

提言内容は、「塩の里から市場神社までを一体的に子どもが遊べるエリアとするための整備の実施」、「市場神社へのWi-Fi設備、椅子、テーブルの設置」、「神社周辺の雰囲気づくり」の3項目となります。

令和5年度の村づくり検討委員会は、これをもちまして終了となります。 ご協力いただいた皆様、1年間ありがとうございました。





大鹿村消防団が

消防庁長官表彰(表彰旗)を受賞しました

消防庁長官表彰は、長年にわたり地域の消防活動等に従事する消防関係者に対して表彰されます。大鹿村消防団も地域の防災活動などの功労が評価され、表彰旗が授与されました。

表彰式は、消防記念日にちなみ、3月4日に東京のニッショーホールで行われ、北島団長が団を代表して表彰式に参加しました。



令和5年度「大鹿景清。鹿丸のお墨付商品」 認定書授与式を開催しました!

地域ブランド推進協議会では、一定の基準を満たした村の特産品を認定し、協議会の「お墨付商品」として広く村内外へPRしています。令和5年度は新たに2事業者3商品の応募があり、2月開催の審査会にて審査を行いました。結果、認定となりましたので3月12日に認定書授与式を開催しました

【新規認定商品】

- ●標高1000mのブルーベリージャム(するぎ農園)
- ●大鹿ブルーベリー(Sol-ka)
- ●大鹿米麹(Sol-ka)

※令和6年4月1日現在 認定商品数 31商品



令和6年度も秋頃よりお墨付商品募集を行う予定です。是非ご応募ください。

お墨付き商品に認定されますと以下の制度が利用できます。

- ●新聞等への広告掲載料、ポスター、チラシ印刷費等の補助
- ●「大鹿景清・鹿丸のお墨付き商品」の改良費用補助
- ●物産展費用(主催費又は参加費)の補助
- ※「地域ブランド認定制度」のPRを併せて行うことが必要です。
- ※補助率は一律1/2以内、補助限度額15万円

【問い合わせ先】 役場 産業建設課 農林振興係 ☎39-2001まで

農業委員会だより

問い合わせ先: 239-2001まで

【令和6年3月21日(木) 定例会が行われました】

今回提出された案件は、旧基盤強化法19条、農地中間管理事業法第19条の2、農振除外に係る意見照会、農地法第5条です。農地の件でお困りのことがございましたら、いつでもご相談ください。

今回承認等された利用権等

地区	利用権等	件数	その他
鹿塩	意見照会届出	1	○申請等は、その月の15日を基準に受付。 【直近の締切日:令和6年4月15日(月)】
大河原	賃借権 意見照会	9	○定例会は、毎月20日前後を予定。 【直近の予定日:令和6年4月23日(火)】

[※]農地の売買や賃貸などといった農地のやり取りには、「農業委員会の許可」が必要です。

農業者年金について考えてみませんか!?

農業者年金とは、老後の年金を積み立てる公的な制度です。

【要件をすべて満たす方は加入できます!】

要件① 年間60日以上農業に従事する方

要件② 20歳以上60歳未満の方

要件③ 国民年金 第1号被保険者の方(納付免除者除く)

【まずは、要件③をチェック!!】



なお、農業者年金へ加入する場合、国民年金「付加年金」への加入が必要ですが、付加年金は、亡くなるまで受取ることが可能です(掛金:400円/月)。

例:59歳で加入した場合(保険納付額:400円×12か月=4,800円) 65歳になったら、年額2,400円が受給可能に! (2年間受給することで、納付した保険料の相当額を受取ることが可能)

【農地を相続した場合は届出が必要です】

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まっているわけですが、農地を相続された場合は、**農業委員会への届出**が必要です。これは、農地法第3条の3の規定に基づく届出となりますので、忘れずにお願いします。

農業委員会への届出様式

(村ホームページ→く らしの情報→農林畜 産・家畜診療→農業委 員会)



「新規狩猟者確保講座」を開催します

飯伊連合猟友会では、新たな狩猟者確保を目的に、新規狩猟 者確保講座を開催します。

クレー射撃見学、シカ解体見学・体験、くくりわな設置体験、山肉料 理試食など、盛沢山のプログラムとなっています。

狩猟や、有害鳥獣対策等に興味のある方はこの機会にご参加ください。

火の始末」春の山火事予防運動実施中

開催日時 6月9日(日)

受付開始 午後12時30分

講座開始 午後1時(午後4時30分終了)

参加費 無料

場 所 飯田国際射撃場(飯田市大瀬木2554-104)

募集人数 30名(先着順)

主 催 飯伊連合猟友会

「忘れない 山の恵みと

(事務局:飯田合同庁舎内 ☎23-1111 内線2434)

お申込先 メールで、住所・氏名・携帯電話番号をご記入ください。

huntertaiken@gmail.com

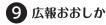
春先は、空気が乾燥し山火事や枯草の火災が発生しやすい季節です。山火事の多くは、たき 火や野焼きの火の不始末などの人の不注意から発生していることから、次のことに注意してく ださい。

- ①風が強い日や乾燥している日は、たき火や野焼きをし ない。
- ②枯れ草など燃えやすいものがあるところでは、たき火をしない。
- ③たき火など火を使用しているときは、その場を離れず、 使用後は完全に消火する。
- ④火入れを行う場合は必ず、消防署又は村へ連絡をする。
- ⑤たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消す とともに、投げ捨てをしない。
- ⑥火遊びはしない。また、させない。



山の恵みと

火の始末



令和6年度 若者通勤費助成事業

村外に通勤する若者が村内で長く家庭生活を送ることを支援するため、通勤費の一部を 助成します。

1. 助成要件

- ①令和6年度中に年齢が45歳になるまでの方 が対象。
- ②大鹿村に住所を有し、なおかつ居住し、今 後も村外へ転出する予定がない方。
- ③職場に通年にわたり雇用され、社会通念上 月の就業すべき日数(概ね20日位)を村外へ 勤務及び通勤している方。
- ④定期運行される交通機関または主に自己が 使用する自動車等を利用している方。

2. 助成金額等

①助成金額

40歳以下

月15,000円

41から45歳以下

月10,000円

- ※消防団等の入団対象者が未入団の場合は、 上記の半額。(消防団等とは、消防団員・赤 十字奉仕団員・消防協力員)
- ※消防団等の入団されていない方も地域のボ ランティア活動及び、コミュニティ活動へ の積極的な参加・協力をお願いします。

- ②助成金の対象期間は令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの1年間です。
- ③助成金の支払いは12月及び翌年4月の2回

3. 助成金の申請時期

- ①6月1日から6月30日までに申請してくだ さい。
 - 同報無線、CATV文字放送・行政ホーム ページでお知らせします。
- ②年度途中から通勤することとなった方は、 その時点で申請をしてください。 【申請時点で大鹿村に住所があり、居住し ていれば助成対象となります。】
- ③昨年度において助成金の対象であっても、 新たに申請が必要です。
- ④申請用紙は役場窓口でお渡しします。(ホー ムページからのダウンロードも可)
- ※助成申請及び請求時には、必ず申請者本人 が役場窓口へ持参提出してください。

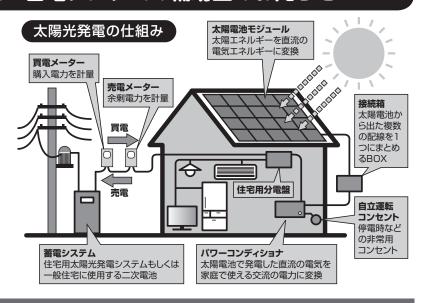
(通勤の実態確認等に係る簡単なヒアリン グと本人確認を行います。)

【問い合わせ先】 ☎39-2001まで 役場 住民税務課 住民係

太陽光発電システム・蓄電システムの補助金のお知らせ

本村に在住する方で、地球温暖 化対策の一環として、環境に優し いクリーンエネルギーの利用のた め、住宅用太陽光発電システム又 は蓄電システムを設置した場合次 の補助制度がご利用できます。

【太陽光発電システム】 5万円/kw(上限25万円) 【蓄雷システム】 設置に要した費用の1/3 (上限10万円)



【問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

合併処理浄化槽 設置のお願い

大鹿村は下水道の普及率が長野県下で一番低い状況となっています。このため、「合併処理 浄化槽設置補助制度」と「住宅関係の補助制度」を活用した事業を進めています。この制度を 活用するなどして、浄化槽設置にご協力をお願いします。

活用できる補助制度

●若者住宅改築補助金 …… 補助金限度額 50万円(60万円)

●住宅リフォーム促進事業補助金 …… 補助金限度額 20万円

●空き家改修事業 …………… 補助金限度額 50万円

※住宅関係補助制度の重複申請はできません。(一つのみ)

合併浄化槽設置等補助金

人槽区分	限度額	付帯施設	設置後の維持費	浄化槽の清掃費
5人槽	529,000円	 附帯施設の事業費	年3回以上の保守	ッ / . # 1 # // よ
6~7人槽	744,000円	80%以内限度額	点検及び法定検査	浄化槽1基当た
8~10人槽	824,000円	150,000円設置場	を受けた場合	り、清掃費の1/2 以内を補助
11~30人槽	1,854,000円	所に住所を有し、	年額20,000円	
31~50人槽	2,058,000円	かつ、生活の本拠	設置初年度	 上限5,000円
51人槽以上	2,349,000円	とする者	月額1,660円	

参考例 7 人槽の合併浄化槽を導入し、住宅リフォーム促進事業補助金を活用した場合。

工事内容	補助金	補助内容
合併浄化槽設置費(本体工事)	744,000円	浄化槽設置補助
流入・放流配管工事(付帯工事)	150,000円	浄化槽付帯補助
トイレ他改修工事(宅内工事)	200,000円	住宅リフォーム補助
計	1,094,000円	

【問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

ごみの減量化のため、家庭用の生ごみ処理機の購入費を助成します

【補助額】

○購入価格の1/2以内(上限3万円)

【補助を受けられる方】

- ○大鹿村内に住所を有しかつ、居住している 方(事業者は対象になりません)
- ○助成金交付後も、村内で継続的に生ごみ処理機を使用できる方
- ○購入後、適切に使用し、堆肥を有効活用で きる方

【補助の条件】

○処理機は、電動式生ごみ処理機、コンポスター、ボカシ容器で新品であること(過去に販売または使用さ

れていないもの)

- ○1世帯1基 (コンポスター、ボ カシ容器は2基ま で)
- ○5年経過後は、再助 成も可



【問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

軽自動車税の身障者等減免申請は4月30日(火)までです

○身体に障害のある方または知的障害、精神障害のある方のために使用される軽自動車等で、 一定の要件に該当するものは、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。

□減免の対象となる軽自動車等

1. 軽自動車等の所有者(納税義務者)および台数等

軽自動車等の所有者(納税義務者)	障害者本人または障害者と生計を同一にする者			
減免対象となる台数	身体障害者、知的障害者、または精神障害者1人につき1台(自動車、バイク等を含む)			

2. 軽自動車等の使用目的

*自動車検査証に自家用と記載されている軽自動車に限る。

障害者本人が運転する場合	使用目的は問いません
障害者と生計を同一にする方が運転する場合、または	障害者の通学・通院・通所・生業
障害者を常時介護する方が運転する場合	のために使用する場合

]減免の対象となる障害の範囲

			身体障害 本人運転		生計同一者運転の 場合または常時介 護者の運転の場合		
	視	覚	1級~	-4級	1級~	4級	
	聴	覚	2級、	3級	2級、	3級	
	平	衡	3 ?	級	3級		
身	抽	声	//	,	_	-	
体 障	니	肢	1級、	2級	1級、	2級	
量	尸	肢	1級~	-6級	1級~	~3級	
身体障害者手	体	幹	1級~3	級、5級	//	,	
帳	脳原性	(上肢)	1級、	2級	1級、	2級	
	脳原性	(移動)	1級~	-6級	1級~	~3級	
	内部	障害	1級、	3級	1級、	3級	
	免疫機能	能障害	1級~	-3級	1級~	-3級	

			身体障害者 本人運転の場合	生計同一者運転の 場合または常時介 護者の運転の場合
	視	覚	特別項症~第4項症	特別項症~第4項症
	聴	覚	//	//
戦	平	衡	//	//
病	音	训	特別項症~第2項症	_
戦傷病者手帳	上	肢	特別項症~第3項症	特別項症~第3項症
世	下	肢	//	//
120	体	幹	//	特別項症~第4項症
	内部	障害	11	特別項症~第3項症

療育手帳のA1またはA2の交付を受けている方 知的障害者

精神障害者保健福祉手帳の1級 の交付を受けている方 精神障害者

- ①内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸若しくは小腸の機能障害のことをいいます。
- ②免疫機能障害とは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことをいいます。
- ③音声機能障害は、咽頭摘出による場合に限ります。
- ④2以上の障害区分がある場合は、個々の障害区分の程度等につき減免の対象となるか判断に なりますので、役場(税務係)までお尋ねください。

□提出書類および提示書類

- ①軽自動車税減免申請書(税務係の窓口にあります) ②自動車検査証または標識交付証明書
- ③身体障害者手帳等(原本) ④運転する方の免許証 ⑤印鑑 ⑥生計同一がわかる書類等

□バイクや自動車を譲渡・廃車したときは…

- ○自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の車・バイク等の所有者に課税されます。
- ○車の売買・譲渡・廃車をしたときは、早めに名義変更や廃車の手続きをして下さい。また、 引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく、クルマの変更手続きもしましょう。



令和6年度 村税の納付月一覧

 税		納作	d月 	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備考
	普通徴収		収			1 期			2 期	3 期			4 期			年 4 回
住	① 特	別徴	収	11 期	12 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	毎月
民税	② 年	金徴	収	1 期		2 期		3 期		4 期		5 期		6 期		偶数月
固	定資	産	税		1 期		2 期				3 期			4 期		年 4 回
軽	自動	車	税	1 期												年 1 回
3 🗄	国民健康	更保険	⋛税	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	フ 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期	毎月
介	護保	険	料	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期	毎 月
 後 医	期 高 寮 保	齢険	者料				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	年9回

- ①個人住民税の特別徴収は、会社勤めの方で毎月の給与から源泉税等を天引きされている方です。(特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月が1年分の課税月となります。)
- ②個人住民税の年金特徴(公的年金からの天引き)の対象者は、4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。

(ただし、介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる住民税額が老齢 基礎年金等の額を超える方などは対象となりません。)

天引きされるのは、公的年金等の年金所得から計算した住民税額のみです。

- 4・6・8月は、前年度分の年税額の1/6の額(仮徴収額)、10・12・2月は、年税額から 仮徴収額分を差し引いた額の1/3の額が天引きされます。
- ③国民健康保険税は、4月から6月まで暫定、7月に本算定となり年間の額が確定します。
- ◎村税等のお支払は・・・・便利な口座振替をご利用ください。

□座振替は預金□座から自動的に払い込まれるため、納期のたびに金融機関等へ行く必要が無く、また払い忘れがありません。納付の確認は通帳記帳によりできます。

【取扱金融機関】 JAみなみ信州、飯田信用金庫、ゆうちょ銀行、八十二銀行 【申し込み手続き】 役場に申込書がありますのでご利用ください。

住宅の新築・リフォーム等をお考えの方へ

○大鹿村住宅新改築等補助金(45歳以下の方限定)

- ■補助対象者 次のいずれにも該当する方
 - ①大鹿村に既に定住している方、又は I・Uターン者で、大鹿村を生活の本拠地として住所 を有し、かつ、永住の意思がある方
 - ②申請時の年齢が満45歳以下の方で主たる生計者である者
 - 注) この補助金は1世帯1回を対象としています。国・県・村等から交付される他の補助金等(長期優良住宅、信州型エコ住宅、県産材住宅、太陽光発電システム、合併処理浄化槽設置等の補助金及び道路用地等のため収用を原因とする補償金)を受けて事業を実施する場合は、他の補助金等を控除した額を補助基準額とします。

種	類	補助要件	裤	前助基準
	块	11111111111111111111111111111111111111	補助率	補助金限度額
若者住等 補		台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築又は中古住宅を取得し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1)延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 (2)中古住宅の取得 (3)併用住宅の新築又は取得の場合は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象	1/3	200万円 村内業者が施工の場合 250万円 中古住宅 取得の場合 100万円
若者住補		自己の居住の用に供し、村内に存する住宅の改築で、対象となる工事費用が20万円以上とする。 (1)経年劣化した住宅の改修工事 (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事 (3)その他村が認める工事	1/2	50万円 村内業者が 施工の場合 60万円
若者住取 得 裕		自己の居住の用に供する住宅を新築するための住宅用地の取得又は中古住宅取得に付随した住宅用地を取得し、申請者への所有権移転登記が完了したとき。 (1)住宅用地取得後、1年以内に住宅の建築に着手すること (2)住宅用地は原則として150㎡以上 (3)中古住宅用地の場合は、中古住宅取得前後1年以内に当該用地を取得した場合に限ります。	1/3	60万円

○大鹿村住宅リフォーム促進事業補助金

■概要

居住する住宅等を村内の施工業者を利用して住宅増改築及びリフォーム(住宅の修繕、補 修工事)を行う場合に、費用の一部を村が補助します。

■補助対象者

次のいずれにも該当する方

- (1)大鹿村に住民登録をし、居住し、かつ対象住宅を所有していること。
- (2)補助対象者及び同一世帯で生計を一にする全員が村税等、村への納付金を滞納していない こと。
- 注)過去にこの補助金及び他の住宅整備等に係る補助金の交付を受けた方、並びにその方と 同居する方は補助対象者となりません。

■対象となる住宅等

当該年度の固定資産税が納付されており、自己の居住の用に供し、かつ村内に存する住宅 及びその住宅に関係する施設

■補助金の額

対象となる工事費用が20万円以上でその費用の2分の1以内(補助金の上限は20万円。補 助金の支払は工事完了後となります。)

■対象となる工事等

- (1)経年劣化した住宅の改修工事で、躯体の改修、クロスや畳、障子、襖などの建具及び内装 工事、屋根や外壁などの外装工事、間取りの変更
- (2)高気密、高断熱、高効率などの改修工事で、断熱材や断熱サッシなどの施工工事
- (3)高齢者や障害者等の生活の支障を取り除く改修工事で、バリアフリー改修工事
- (4)その他村が認める工事
- 注) 村又は公的機関が行う他の住宅改修等に係る補助制度及び火災、自然災害等による保険 給付金の対象となる工事との重複はできません。

■施工業者

村内に主たる事務所若しくは本店を有する法人又は個人事業主及び村内に支店若しくは営業 所を有する法人で、村内の個人事業主に主たる工事を施工させること。

- ◎いずれの補助金も、申請・完了の際には補助金交付要綱に定める書類の提出が必要です。
- ◎補助金交付の対象工事となるか否かについては事前に係までご相談ください。

なお、申請時にすでに着手している工事は対象外となります。

【問い合わせ先】 役場 住民税務課 管理係 ☎39-2001代まで

物税。理金納付の参知らせ 毎月の料金

●保育料 ●介護保険料 ●住宅料 ●水道料

●後期高齢者医療保険料 ● その他利用料等

5月はここ!! 4月はここ!! (6.9) 課税月 6月 8月 9月 10月 4月 5月 7月 11月 12月 1月 2月 3月 備考 税目(期) 住民税普通徴収 2 3 4 年4回 1 2 固定資産税 1 3 年4回 4 軽自動車税 年1回 1 国民健康保険税 1 2 3 4 5 9 10 6 11 毎月

4月の□座振替 4月25日(木) 5月の□座振替 5月27日(月) 納付書納期限 5月31日(金)

納付書納期限 4月30日(火) ★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。 ★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にて お願いします。

「大鹿村美しい村づくり事業補助金 屋根塗り替え事業」の変更について

屋根の塗り替え事業が始まり10年が経過しました。ここ数年は申請件数も落ち着き、当初の目的を達成しつつあります。

大鹿村日本で最も美しい村づくり推進本部員会議において承認され、令和6年度より「屋根塗り替え事業」が下記のとおり変更となりますのでご確認をお願いいたします。 変更点は以下2点となります。



①補助率の変更

変更前は「塗り替え前の色」で補助率に差がありましたが、変更後の補助率は一定となります。※村民の方と村外の方では補助率に差があります。

②2回目以降の屋根塗り替えについて

変更前は「2回目以降の屋根塗り替え」は補助対象外でしたが、変更後は前回の屋根塗り替えから10年経過していれば「2回目以降の屋根塗り替え」が補助対象となります。

(令和6年4月1日から)

種類	港 助内容	対象者	補助基準		
	補助内容	刈家 有	補助率	限度額	
屋根塗り替え 事業	村の指定色へ	大鹿村に住所を有する方 大鹿村に住所を有する事業所	5/10	12.5万円	
	塗り替え	塗り替え 上記以外		3/10	7.5万円

※前回の屋根塗り替えから10年経過していれば2回目以降も補助対象となります。

【問い合わせ先】 役場 総務課 企画財政係 ☎48-6095 まで

○相談できる日(4月~5月)

月	火	水	木	金
4/15	16	17	18	19
22	23	24		26
	30	5/1		
	7	8	9	10
13	14	15	16	17

※相談可能日・時間は変更となる場合があります。

までお電話下さい。 【役場 産業建設課 【役場 産業建設課 営農支援センター でない。行っています。お気軽にご利用行っています。お気軽にご利用に関する相談・技術指導等を営農支援センターでは、営農

お知らせ

空き家の維持管理・取壊し等でお困りのみなさまへ

空き家対策事業補助金をご活用ください

大鹿村では定住促進による地域の活性化と美しい集落環境を維持するため、空き家所有者等、 若しくは定住者が行う事業に要する経費に対し補助金を交付します。

*空き家活用事業及び空き家改修事業は、大鹿村ホームページ(空き家情報)に登録された物件であることが補助金交付の条件となります。

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助基準	
学 未位	間切刈豕争未	田功沙家石	補助率	補助金限度額
空 き 家 活 用 事 業	空き家(注①)を賃貸又は売却して定住促進に寄与するため、家財道具等の搬出や清掃などを行う費用。 (1)家財道具等の運搬及び処分(2)屋内及び屋外の清掃	所有者等(注②)	8/10	20万円
空 き 家改修事業	定住するために、新たに賃借 又は購入した空き家の改修 で、対象となる工事費が20万 以上。 (1)台所、浴室、便所、洗面所 等の改修 (2)内装、屋根、外壁等の改修	定住者(注③)で あって、所有者等 の3親等以内の親 族でない者	5/10	50万円
老朽空き家 対 策 事 業	美しい集落環境の維持と防災、獣害対策等に寄与するため、老朽化して危険な空き家の撤去及び清掃等を行う費用。 (1)解体及び撤去、処分(注④) (2)その土地の整地及び清掃等	所有者等	8/10	50万円

- 注① 空き家……大鹿村空き家情報に登録し、5年以上賃貸住宅として使用又は売却が可能な 物件
- 注② 所有者等…空き家及びその土地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる 権利を有する者
- 注③ 定住者……20歳以上で大鹿村に5年以上定住する意思のある者(<u>大鹿村に住民登録が必</u> 要です)
- 注④ 解体及び撤去、処分
 - …解体時に発生した廃材は、専門業者により適切に処理して下さい。個人で処理した場合は補助対象とならない場合があります。

住民基本台帳の閲覧状況を公表します(令和5年度分)

住民基本台帳11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表いたします。

[閲覧を申請することができる場合]

- 1. 国や地方公共団体が法令の定める事務遂行のために閲覧する場合。
- 2. 統計調査・世論調査・学芸研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの抽出を目的として閲覧する場合。
- 3. 公益的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められる事業を実施するために閲覧する場合。

住民基本台帳閲覧等の状況(令和5年4月から令和6年3月の間)

閲覧申請者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧等に係る住民の範囲
自衛隊長野地方協力本部	自衛官及び 自衛官候補生 の募集	令和5年 4月11日	平成13年4月2日~ 平成14年4月1日生まれ 平成17年4月2日~ 平成18年4月1日生まれ 日本人男女
飯田広域 消防本部	飯田広域消防 高機能消防指令システム 基本データ更新	令和5年 5月16日	全住民

【問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39-2001まで

□■□ 国民年金からのお知らせ □■□

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、**月額16,980円**です。 保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。そして便利でお得な□座振替もあります。さらに、「前納」で納めると保険料が割引されます。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。必ず納付期限までに納めましょう!



【問い合わせ先】 上記についてのご不明点、国民年金のご相談・手続き等については 役場 住民税務課 ☎39-2001 または 飯田年金事務所 ☎22-3641まで

新婚生活を応援します!(結婚新生活支援事業)

結婚して大鹿村に居住して新婚生活を始める世帯のスタートアップを応援するため、居住費や引越しなど費用の一部を補助します。

1対象世帯(次の要件をすべて満たす世帯)

- (1)令和6年3月1日から令和7年3月31日 までに入籍した世帯
- (2)夫婦の所得を合わせて500万円未満(※奨学金を返済している場合は年間返済額を 控除)
- (3)夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- (4)対象となる大鹿村内の住居に夫婦が住所を有している世帯
- (5)その他、大鹿村が定める要件を満たす世帯

②対象費用

- (1)新居の購入・建築費
- (2)新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介 手数料

(3)新居のリフォーム費用

(4)引越業者や運送業者に支払った引越費用

③1世帯当たりの補助金の上限額

(1)夫婦ともに39歳以下の世帯:30万円(2)夫婦ともに29歳以下の世帯:60万円

4申請受付期限

令和7年3月31日

多その他

- ・本人名義の契約により支払った費用であることなど詳細な要件があります。事前にご相談ください。
- ・国の地域少子化対策重点推進交付金を活 用してます。

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 ☎39-2001まで

出産・子育て応援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産できる環境を整備するため、「出産・子育て応援事業」を実施しています。出産応援ギフト・子育て応援ギフトの給付、妊娠8か月時の保健師による訪問を行っています。

①出産応援ギフト

妊婦1人当たり5万円を給付します。 対象となる方は下記の(1)~(3)全てを満た す方です。

- (1)妊娠を届け出た妊婦
- (2)妊娠時に保健師との面談を受けた方
- (3)他自治体で出産応援交付金(5万円)
- の支給を受けていない方
 - ※申請できる方は妊婦ご本人です。

②妊娠8か月時訪問

妊娠8か月の妊婦さんのすべての家庭に 保健師が訪問をします。現在の体調や、 出産時・出産後についてお話を伺いま す。また、出産後に必要となる書類(健診の補助券等)をお渡しします。

③子育て応援ギフト

出生した児童1人当たり5万円を給付し ます。

対象となる方は下記の(1)~(3)全てを満た す方です。

- (1)出生した児童を養育する方
- (2)2か月児訪問で保健師との面談を受けた方
- (3)他自治体で子育て応援交付金(5万円)の支給を受けていない方
- ※申請できる方は対象児童を養育する 方です。

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎48-5701まで

福祉医療費給付事業 窓口負担額の変更について

子ども(※)医療費の医療機関窓□での支払額について、令和6年8月1日から変更があります。

■変更前:自己負担分として300円のお支払い。

■変更後:自己負担分0円

医療機関を受診する際は、必ず水色の福祉医療受給者証を提示して下さい。提示の無い場合は一定額(※)をご負担いただき、後日保健福祉課窓口での支給申請手続きが必要です。 受給者証は7月末までに市町村から送付されます。

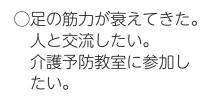
※対象年齢や支払う一定額は市町村により異なります。

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎48-5701まで

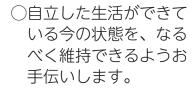
介護や福祉 高齢者の相談窓口 知道を記憶を受して

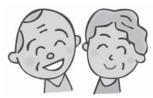
地域包括支援センターは、高齢者の方や高齢者を介護している方の身近な相談窓口です。 皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域で総合的な支援を行います。 お気軽にご利用ください。

○生活のなかで、困っている こと心配なことはありま せんか?



○介護保険のサービスを 利用したい。





○大鹿村のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の様々な機関、専門家と連携・協力しています。



【相談先】 大鹿村地域包括支援センター(役場 保健福祉課内) ☎39-2268まで

65歳以上の第1号被保険者の皆様へ

令和6年度介護保険料のお知らせ



第9期介護保険事業計画(令和6年度~8年度)

介護保険制度は40歳以上の方全員が加入し、高齢者の暮らしを地域全体で支える制度で、3年ごとに介護サービス量や保険料を見直しています。介護保険料は、介護が必要な方の介護サービスを支える重要な財源となっています。令和6年から65歳以上の第1号被保険者の皆様にご負担いただく介護保険料は、下表のとおり改正されました。また、保険料の段階がこれまでの9段階から13段階になりました。なお、第1段階から第3段階については軽減措置があります。

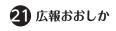
今後とも介護保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

令和6年度~8年度の基準額 **月額 5,000円**(第8期から据置き)(第5段階)

【段階別保険料額】

	対 象 者	基準割合	改定後保険料
第1段階	生活保護の受給者世帯全員が住民税非課税で老 人福祉年金受給者または前年の合計所得金額+ 課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.455	年額 27,300円 (月額 2,275円)
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.685	年額 41,100円 (月額 3,425円)
第3段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得	基準額	年額 41,400円
	額+課税年金収入額が120万円超の人	×0.690	(月額 3,450円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は 住民税非課税で、前年の所得金額+課税年金収入 額が80万円以下の人	基準額 ×0.900	年額 54,000円 (月額 4,500円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は 住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	年額 60,000円 (月額 5,000円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 72,000円
	120万円未満の人	×1.200	(月額 6,000円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 78,000円
	120万円以上210万円未満の人	×1.300	(月額 6,500円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 90,000円
	210万円以上320万円未満の人	×1.500	(月額 7,500円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 102,000円
	320万円以上420万円未満の人	×1.700	(月額 8,500円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 114,000円
	420万円以上520万円未満の人	×1.900	(月額 9,500円)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 126,000円
	520万円以上620万円未満の人	×2.100	(月額10,500円)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 138,000円
	620万円以上720万円未満の人	×2.300	(月額11,500円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	基準額	年額 144,000円
	720万円以上の人	×2.400	(月額12,000円)

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 福祉係 ☎48-5701まで



雪の日で集合時には数センチの 9時に大鹿村交流センターに集 ると30名以上の参加となりまし 公民館主事などの運営係を含め ることになりました。 の共同開催となりました。 区をめぐる ました。 所巡りの たが、 当初は鹿塩地区の5つの札 ました。 開会式を行い 開催するか悩んでおり 初めて 旅 in-できる範囲で実施 当日はあいにくの 伊那坂東三十三番 大鹿村」 大鹿 該当5町 村の 現 地 各町村の を開 鹿

in 伊那坂東三十三番札所巡りの旅 大鹿村を開催

公

民

館

だ

ょ

IJ

行くところがないの などに興味を持っていただけ に子どもさんに昔の 嬉しいなと思います。 たとおっしゃられて 今回のイベントをきっかけ いで今回 建物や仏像 い ま 応



殿(入沢井)の順で回る予定で. 堂(中峰)→福聚庵(梨原)→円通

見送ることになりました。

)目の円通殿(入沢井)は見学を

途中で降雪の影響があり5

所を回るコースで、塩泉院(塩

→三十三所堂(塩河)→観音

子どもさんのお母さんに聞いた

こころなかなか子どもと一

に子どもさんが数人いまし

他の町村の参加者の



す

ますので、

この春、南信州大鹿村で特別なお花見を体験しませんか?

桜や花桃の下で大鹿村の春を楽しみ、ガイドツアーで南アルプスの美しさを発見しましょう。

電動アシスト付きなので、登りも楽々!最初にガイドより自転車操作についての説明もあるため、 体力に自身のない方や初心者でも、男女問わず楽しめます。

また、いくつかのコースでは村内の飲食店での食事付きとなっております。花で彩られた絶景を眺め ながら、澄んだ空気の中の食事は、心身ともにリフレッシュさせてくれます。



クレマス・ダニ エル

大鹿村地域おこし協力隊 ドイツ出身 マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク卒業、日本学博士。 自転車とマウンテンバイク愛好家です。 大鹿村の歴史や自然は興味深いと思っています。 ですが分からないことも多いため、皆様と一緒に再発見し、学びたいです。 どうぞ宜しくお願い致します。

でいる中で広域イベントが増え

ています。

参加者の減少が進ん

計画を継続していくことになっ

次年度以降もまたこの

ような

- ●運動靴
- ●動きやすい服装
- 飲み物 (集合場所に自販機あり)
- 本人確認ができるもの (免許証・マイナンバーカード)

金(群逸) 当日現金払い

自転車レンタル代 《2,000円~6,000円》 ※大鹿村村民は無料になります

- +保険代《500円》
- +食事代

(コースや店舗により変動あり)

ヘルメット、グローブは料金に 含まれます



ツアーは全部で5種類!詳細については役場HPをご覧ください。



クレマス・ダニエル

4月8日から5月12日まで「大鹿村花見・ 白転車ツアー│開催します。レンタサイクル の自転車をアップグレードし、より安全かつ 使いやすくなりました!観光協会のSNSに も報告しますので、是非ご覧ください。村民 の方は無料で参加できますので、是非お申し 込み下さい。4月1日に大鹿村観光協会の新 しいホームページが公開されました。これか らレンタサイクルの紹介と新規の自転車コー スを随時追加していきます。今後もホーム ページをより良くしていきますので、お気軽 にご意見をいただければと思います。今年度 から大池高原でマウンテンバイクコース(ト レイル)の整備が始まる予定です。大西公園 にも地元の方と初心者向けのマウンテンバイ クコース(200メートルのミニトレイル)を作 る予定です。これは機械を使わずに手作業で 作ることができるものです。ボランティアの 皆さんと一緒に素敵なトレイルを作るイベン トを計画しています。村の公園をみんなで手 入れして、より多くの人が楽しめるようにし ましょう。これから村民の皆様、大鹿村の生 活環境と自然に優しいアドベンチャーツーリ ズム(体験型観光)の推進のための秋葉古道の 維持と活躍について意見交流したいと思って います。



花見・自転車ツアーのお申し込み (Google)



花見・自転車ツアーの情報 (Facebook)



花見・自転車ツアーの地図とルート案内 (Komoot)

大鹿村中央構造線博物館たより



2024年 4 月発行

TEL: (0265) 39-2205 staff69@mtl-muse.com

大鹿村で被害が想定される地震

元旦の令和6年能登半島地震以降、大鹿村にも大きな地震が来たらどうしようと不安に思われている方も多いようです。大鹿村では、近年、地震による大きな被害の報告はありませんが、今後も大地震が来ないという保証はありません。長野県は、県内で起こり得る地震について、各市町村の揺れの大きさや被害を想定し、第3次長野県地震被害想定調査報告書(*1)にまとめています。これを元に、大鹿村で被害が想定される地震とその最大震度を表にしたものが大鹿村地域防災計画(*2)に記されています(表1)。この表を見ると、南海トラフ巨大地震と、糸魚川一静岡構造線断層帯(南側)の地震では、最大震度6強となることが想定されていることがわかります。

表1 大鹿村で被害が想定される主な地震と最大震度

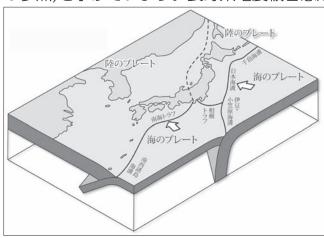
大鹿村地域防災計画(*2) p.13より引用

		最大震度
内陸型地震	長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	3
	糸魚川一静岡構造線断層帯の地震(全体)	6 33
	糸魚川一静岡構造線断層帯の地震(北側)	3
	糸魚川一静岡構造線断層帯の地震(南側)	6強
	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	5強
	阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	4
	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1)	5弱
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	4
海溝型地震	想定東海地震	6 33
	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	6強
	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	6強

一般に、南海トラフ(図 1 参照)付近のプレート境界で発生する地震(図 2 参照)のことを南海トラフ地震と呼びます。南海トラフ巨大地震というのは、南海トラフ地震のうち、一度にずれ動く領域が静岡県沖から宮崎県沖までに渡り、大鹿村を含む陸域の直下までもずれ動く領域に含まれ、広範囲で大きな揺れとなる地震のことを指します。南海トラフ地震は、概ね100~150年間隔で起こっており、前回から80年程経過しているので、この文章を読んでいる皆さんが生きている間に次の南海トラフ地震に遭遇する可能性は十分あります。次の南海トラフ地震が、巨大地震となるかどうかはわかりませんが、巨大地震となった場合は、最大で震度 6 強となるかもしれないということになります。

糸魚川一静岡構造線断層帯(南側)の地震というのは、内陸の活断層で発生する地震(図2参照)のうち、糸魚川一静岡構造断層帯のうち南側の区間(図3参照)がずれ動くことを想定した地震です。

ここで、大鹿村を南北に伸びる大断層・中央構造線が動いた場合の揺れの大きさはどうなのか、疑問に思われた方もおられるのではないでしょうか?大鹿村の中央構造線は活断層ですが、政府の地震調査研究推進本部が優先的に詳細な調査を行った114の主要活断層帯に含まれていないため、被害想定が算出されておらず、表1にも載っていません。しかしながら、地震調査研究推進本部は主要活断層帯以外の主な活断層として、「中央構造線赤石山地西縁断層帯」(図3参照)を挙げています。長野県地震被害想定調査報告書(*1)では、マグニチュード7.7の地震



が発生する可能性があると記しています。マグニチュードがそれより小さい7.0程度でも、直上の大鹿村では震度7の強い揺れになる可能性があります。(宮崎・河本)

図1 日本列島周辺のプレート

地震調査研究推進本部ホームページ 地震本部の 素材集より引用

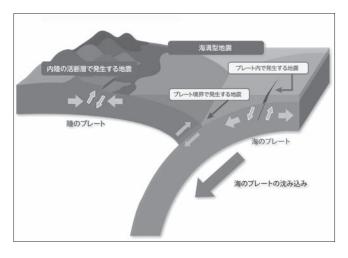


図2 日本列島周辺で発生する地震のタイプ 地震調査研究推進本部ホームページ 地震本部の 素材集より引用

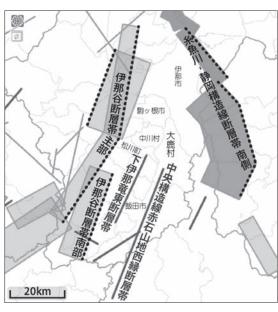


図3 大鹿村周辺の主な活断層

防災科研 地震ハザードステーション J-SHIS より作成https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/

参考文献・参考Webサイト

(*1)第3次長野県地震被害想定調査報告書

https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/higaisotei.html

(*2)大鹿村防災会議(2019)「大鹿村地域防災計画」第5節 想定地震とその被害,p12-16

http://www.vill.ooshika.nagano.jp/wp-content/uploads/2019/08/tiikibousaikeikaku-honnpenn.pdf



村ホームページにお仕事情報の掲示板を作りました!

マルチワークという働き方をご存知ですか?

マルチワークとは、季節や曜日、週、時間といった区切りで複数の仕事をする働き方の名称です。

「多業」や「複業」と呼ばれることもあります。大鹿村ではマルチワークの掲示板「大鹿しごとストック」を村のホームページに作成しました。マルチワークは、働く人の多様なライフスタイルや時間の使い方に合わせて仕事を組み合わせるので、働き手と、地域の事業者と、それぞれに以下のようなメリットがあります。

働き手のメリット

- 半農半Xの「X」部分を、村内の仕事でできる
- 時間の使い方を自分で決められる
- 移住したばかりの人にも、今まで口コミで求人をしていた地域内の仕事が探しやすくなる

事業者にとってのメリット

- 閑散期があって通年雇用できない仕事や、 短時間の仕事でも募集がしやすい
- ◆ 人手を集めやすくなり、地域の個人事業主の 仕事の維持・拡大につながる可能性がある

掲示板を見て、応募しようと思ったら、直接連絡をします

「大鹿しごとストック」はあくまで掲示板です。「大鹿しごとストック」で紹介や仲介は行いません。 応募しようと思ったら、掲示板の情報をよく読んで、**記載されている連絡先に直接連絡をします**。 その他、利用には細かいルールがありますので、働きたい方も、働き手を募集したい方も、ホームページ内にある 『**大鹿しごとストックのルール**』をよくお読みください。

仕事を探す人

移住して半農半 X の生活をしたい 空いた時間に仕事をしたい 冬季だけ仕事をしたい

移住者も 村内の住民も利用できます

掲示板の情報を見て 直接応募

仕事を頼む人

村内の事業者 個人事業主 手伝いを有償で依頼

手伝いを有償で依頼

報酬は県の最低賃金を 下回らないようにします

※ 募集したい方は、役場へご連絡ください。

【個人でお仕事情報を掲載する方へ】お仕事の依頼を個人でする場合、ケガをする恐れのある作業については労働保険に入る必要があります。家の敷地や畑の草刈りの依頼は、NPO法人あんじゃネット大鹿の「こまわりさん」か「農の拠点」へ、雨どいの掃除など高所作業等は「こまわりさん」へご相談ください。

障がい者公共職業訓練「パソコン基礎・ビジネスマナー科」受講生募集

- ■対 **象** 公共職業安定所に求職登録をしている障害者手帳をお持ちの方(医師の意見書でも可) ※在職中で休職している障がい者の方も可
- ■訓練期間 6月11日(火)~8月9日(金) ※土・日曜日、祝日休み
- ■訓練時間 午後1時15分~午後5時00分(休憩15分×3回)
- ■訓練場所 飯田市勤労青少年ホーム(飯田市松尾明7443-1)
- ■実施機関 伊坪ビジネス株式会社
- ■訓練内容 就労に必要なマナー、対人関係の築き方を学び、パソコンの基礎知識、オフィスソフト・インターネットサービスの操作・実務知識を習得し、ネット関連知識を理解する。在宅ワークを想定したZoomの使い方とコミュニケーションについて学びます。秘書技能検定、パソコン技能検定を目指せます。
- **■受 講 料** 無料 ※テキスト代3,520円は自己負担です。
- **■募集人員** 5人
- ■応募方法 3月11日(月)から5月17日(金)の期間中に、最寄りの公共職業安定所にてお申込みください。
- ■選考面接日 5月30日(木) ※時間は別途連絡
- ■選考場所 飯田市勤労青少年ホーム

【問い合わせ先】 長野県南信工科短期大学校 ☎0265-71-5051まで

長野県下伊那生活就労支援センターまいさぽ下伊那のご案内

長野県下伊那生活就労支援センター "まいさぽ下伊那" は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関です。生活や就労など様々な問題を抱えてお困りの方を広く受け止め、関係機関と連携しながら相談支援を行っています。解決に向けて一人ひとりに寄り添いながら、一緒に考えサポートしていきます。ひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

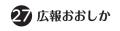
長野県下伊那生活就労支援セシター"まいさぼ下伊那"

▶場 所:飯田市鈴加町2-21 斎藤ビル2階(飯田郵便局向かい)

▶電話番号: 0265-49-4380

▶相談受付:月~金(土日祝を除く) 午前9時30分~午後5時00分

▶**相談無料** · 秘密厳守



新任職員 の紹介



麻衣 (総務課)

堀内麻衣と申します。 課でお世話になっております、 4月1日より大鹿村役場総務

思います。 の家が大鹿村ということもあ 村で働けることを大変うれしく は私の職場になりました。大鹿 ~!」とわくわくしていまし る白い建物に「やっと着いた の頃、トンネルを抜けると見え 道が長く退屈に感じていたあ ていました。小渋線のくねくね た。今回、ご縁があり白い建物 出身は松川町ですが、祖父母 幼いころからよく遊びに来

ので全く違う環境ではあります 調理や接客に携わっていました え模索していきたいと思いま 鹿村のためになるように日々考 市の企業で働いておりました。 昨年度までの5年間、 その経験が何か一つでも大 駒ケ根

> けるかとワクワクしています。 ちと一緒にどんな生活をしてい 整っており、これから子どもた 鹿村の保育所は保育の環境が

げます。 村民の皆様のために仕事ができ るよう精一杯努力いたしますの 一日でも早く村のため、 何卒よろしくお願い申し上 そして



保育所で働かせていただくこと ました。そして今回ご縁があり で大鹿村に住んでおり、大鹿村 現在中川村に住んでいますが、 士としてお世話になっておりま になり、感慨もひとしおです。 の保育所には大変お世話になり 母の仕事の関係で0歳~2歳ま 4月から大鹿村保育所で保育 中島瑶樹と申します。



永田 久美子 (集落支援員)

長しております。 り、5人の子供達もすくすく成 た永田久美子と申します。 この度、 大鹿に越してきて14年目とな 集落支援員に着任し

す。 ますのでよろしくお願いしま でいただけるよう努めてまいり 商業を通して、皆さんに喜ん

村で保育士をしていました。大

私は昨年度まで4年間、宮田



子どもたちとたくさん遊んで、 まだ珍しいかもしれませんが、 男性の保育士というのは、まだ

> ます。 と成長してくれたらと考えてい 子どもたちが元気一杯のびのび

思いますので、 らえるような職員になりたいと りますが、大鹿村役場の職員の とや不慣れなことがたくさんあ 一人として皆さんに信頼しても 大鹿村について、 よろしくお願い 知らないこ

役 場 関 係

退職 令和6年3月31日付

○下澤一彦 間瀬 (会計管理者兼住民税務課長兼住民係長)

会計年度任用職員 (産業建設課長兼商工観光係長)

○小塩 明美

○永野 隆幸 (保育所

○松山 亜矢子 集落支援員 (道の駅観光案内所)

令和6年4月1日付

(商業に関する支援)

般職員

人事異動

○岩間 総務課長 洋

(総務課

○北島 泰治

会計管理者兼住民税務課長兼住民係長 (産業建設課 農林振興係長)

○神崎 鋭介

保健福祉課長兼保育所長 (産業建設課 建設水道係長)

○宮坂 浩二

産業建設課長兼建設水道係長 (保健福祉課 福祉係長)

○菅沼 孝哲

総務課 行政係長 (住民税務課 税務係長)

○後藤 愼治 産業建設課 農林振興係長

○池田 洸一

(総務課 リニア対策室長)

農業委員会事務局係長

○佐藤 拓也 (農業委員会事務局)

住民税務課 税務係長 (総務課 企画財政係)

総務課
リニア対策室長 (総務課 リニア対策室)

産業建設課 商工観光係長 (自治労長野県本部中央執行委員)

○塩澤 大樹

保健福祉課 福祉係長兼保健医療係 保健福祉課 福祉係)

産業建設課 建設水道係 産業建設課 商工観光係)

総務課 課長補佐

(総務課長)

○磯部 孝行

保健福祉課 課長補佐 (保健福祉課長兼保育所長)

地域おこし協力隊員

○クレマス ダニエル 観光に関する支援

(会計年度任用職員)

集落支援員

○北川 千尋

福祉に関する支援 (地域おこし協力隊員)

【新規採用】

○中島 瑶樹

保育所

○堀内 麻衣 総務課 企画財政係

集落支援員

永田 久美子 商業に関する支援

教育委員会関係

【小学校の人事異動

○**木下 聡**(校長)

下條村立下條小学校へ

小川 飯田市立上郷小学校へ 亜希子

〇中平 あゆみ

高森町立高森北小学校へ

○遠山 くる美

〇岡崎 智子

飯山市立城南中学校へ

飯田市立緑ヶ丘中学校へ

アダム タグチ

【小学校の人事異動 転入

○滝沢 賢治(校長)

阿南町立富草小学校より

○湯澤 一倫 飯田市立旭ヶ丘中学校より

木下弥風

飯田市立旭ヶ丘中学校より

○小平 順一

松川町教育委員会より

○木下 見幸

○矢澤 善夫

【中学校の人事異動 非常勤

○小澤 充永(教頭

伊那市立長谷中学校へ

○岡庭 有沙

阿智村立阿智中学校へ

○原田 菜のは ○髙埜 健太郎 松本市立松島中学校へ

〇 下 平 長野県飯田養護学校へ 和美

○ ア ダ ム タグチ

【中学校の人事異動 転入]

春日 俊宏(教頭) 長野県総合教育センターより

○小島崇 豊丘村立豊丘中学校より

○西村 賢太

佐久市立野沢中学校より

○牧内 千尭

新規採用

○松林 杏樹

○ヘンリーアンドリュース 茅野市立北山小学校より

消防団人事

女消本副団性防部団班主任長長長 菅相後 田沼澤 り二哲昇治

第1分団

副分団長 長

池佐塩木小矢

也樹貴嵩志 29 広報おおしか



当日は朝10時から席取り用の整理券を配布します。 お一人10席まで確保できますが、座布団はご持参ください。 当日は混雑が予想されますので、お早目にお越しください。 主催 大鹿村・大鹿歌舞伎保存会 事務局 大鹿村教育委員会内 TEL 0265-39-2100

あんなことこれなこと

大鹿保育所、大鹿小・中学校 卒業式







3月14日・15日・26日に大鹿保育所、大鹿小・中学校で卒業式が行われました。保育所3名、小学校9名、中学校3名の卒業生が希望を胸に新しい生活へのスタートをするべく卒園・卒業をしていきました。今後、ますますのご活躍を期待しています。